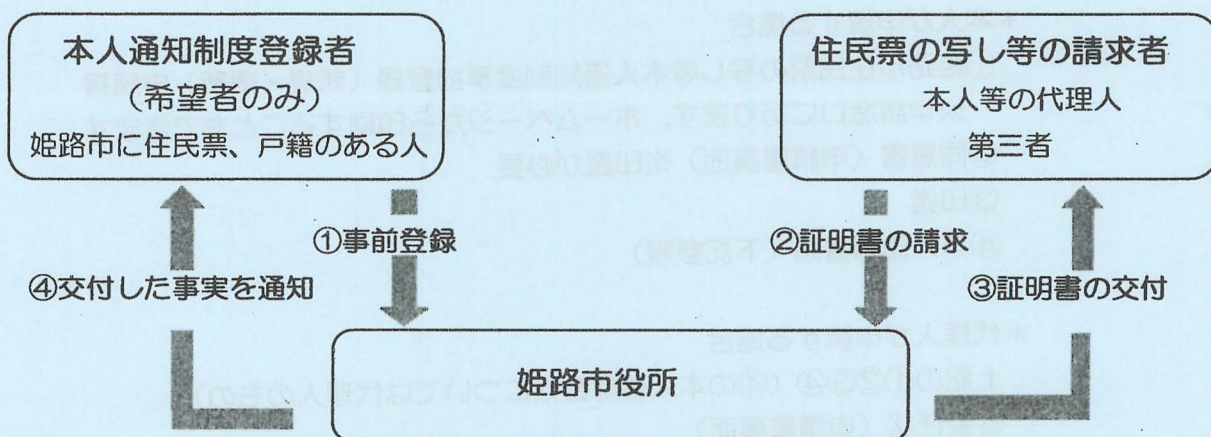


# 本人通知制度が始まります

この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人等の代理人や第三者に交付した場合に、本人(事前に登録している人)に交付の事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止を図ります。

※第三者から登録者に係る住民票の写し等の請求があった場合に、住民票の写し等の交付についての可否を登録者へ確認する制度ではありません。



## 対象になる証明

- ・住民票の写し
- ・戸籍の謄抄本等
- ・戸籍附票の写し など

## 通知の内容

- ・証明書の交付年月日
- ・交付した証明書の種別
- ・交付通数
- ・交付請求者の種別  
(本人等の代理人・第三者)

## 登録期間

登録日から起算して5年間

本人通知制度は平成25年11月1日より開始します。

ただし、登録申請は平成25年10月1日から受付を開始します。

※この制度は、交付請求者(第三者)の住所・氏名をお知らせするものではありません。「姫路市個人情報保護条例」に基づき交付申請書の開示請求を行うことができますが、第三者の個人氏名等については不開示となる場合があります。

登録申請手続きについては、裏面をご覧ください。

## 姫路市本人通知制度の登録手続きについて

### ◆ 登録できる人

- ・ 姫路市に住民登録をしている人（過去に姫路市に住民登録していた人を含む）
- ・ 姫路市に本籍をおいている人（過去に姫路市に本籍をおいていた人を含む）

### ◆ 申請窓口

住民窓口センター、地域事務所、支所、駅前市役所、出張所、サービスセンター

### ◆ 申請時に必要なもの

#### \* 本人が申請する場合

- ① 姫路市住民票の写し等本人通知制度事前登録（新規・更新）申請書  
※申請窓口にあります。ホームページから印刷することもできます。
- ② 同意書（申請書裏面）※印鑑が必要
- ③ 印鑑
- ④ 本人確認書類（下記参照）

#### \* 代理人が申請する場合

- 上記の①②③④（④の本人確認書類については代理人のもの）  
⑤ 委任状（申請書裏面）

#### \* 法定代理人が申請する場合

- 上記の①②③④（本人確認書類については、法定代理人のもの）  
⑤ 法定代理人であることがわかる書類（例：戸籍謄本、登記事項証明書など）  
※姫路市に本籍があるなど、市で法定代理人であることが確認できる場合は不要です。

### ◆ 本人確認書類

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳、在留カードなど

### ◆ 登録日について

登録日は原則として申請日から1週間以内となります。ただし、平成25年10月1日から同年10月31日までの申請は、登録日は11月1日になります。

※登録完了後、登録内容を記載したお知らせを本人宛てに送付します。

申請書等のダウンロード・・・姫路市役所ホームページ(<http://www.city.himeji.lg.jp/>)

問合せ先・・・〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市役所 住民窓口センター  
TEL 079-221-2362・2367